

千曲市から

新生児特別定額給付金に関するお知らせ

令和2年4月28日から令和3年4月1日
までに生まれたお子さんに
10万円を給付します。

千曲市では、新型コロナウイルス感染症の影響等を受けている子育て世帯の生活を支援するため、国の特別定額給付金の基準日（令和2年4月27日）以降に生まれた新生児を対象に、市独自の新生児特別定額給付金を給付します。

■給付対象となる子ども

- ・令和2年4月28日から令和3年4月1日までに出生し、出生から給付金の申請日まで引き続き千曲市に住民登録されているお子さん
 - ・上記の期間に出生したお子さんで令和2年12月末までに転入届をし、届け出てから3か月以上継続して千曲市に住民登録されているお子さん
- ※申請日前に転出されたお子さんは対象外です。

■給付対象者

給付金の申請を行う日に千曲市に住民登録されており、対象となるお子さんと生計を同じくする父親または母親

※特別な事情があると認められる場合は、現に養育する人

■給付対象者 子ども一人当たり10万円

■申請方法

給付対象者には申請書類等をお送りしますので、同封の返信用封筒にて以下の書類①②③を返送してください。

提出書類・・・①新生児特別定額給付金申請書兼請求書、②申請者の本人確認書類の写し（運転免許証など）、③申請者の通帳などの写し

■申請期限 令和3年4月15日

※給付金は、申請書類受付後審査を行い申請書に記載の指定口座に振り込みます。

【お問い合わせ先】

〒387-8511 千曲市杭瀬下2丁目1番地 千曲市役所

次世代支援部こども未来課子育て支援係「新生児特別定額給付金窓口」

TEL026-273-1111（内線1251）、FAX026-274-8011（受付時間 平日8:30～17:15）